

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和 5年 6月 16日 山口県知事 様 提出者 住 所 山口県防府市大字台道1155-1 氏 名 榎倉産業株式会社 代表取締役 榎野 正明 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0835-32-3233 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	榎倉産業株式会社
事業場の所在地	防府市大字台道1155-1
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	20,000万円
③ 従業員数	18人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 コンクリート殻 → 再生処理場に委託し、再生砕石として再資源化 アスファルト殻 → 再生処理場に委託し、再生合材として再資源化 木くず → チップ工場に委託し、再生される その他 → 再生処理場に委託し、若しくは最終処分場

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)  別紙の管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・効率的に原材料や資材を調達し、出来るだけ廃棄物が出ない方法を協議しながら工事を行った。 ・可能な限り現場にて分別を行い、混合廃棄物を出さなかった。 ・再生利用できるものは、なるべく再利用した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度の実施事項を引き続き取り組んでいく。 ・法改正等の情報を山口県及び環境省から積極的に入手し、変更等が生じた場合、速やかに対応し社内教育を行う。 ・工事の工程内での発生抑制を行う。 ・関連会社にも必要な指導を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙のとおり		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後の実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施例なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後の実施予定なし			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後の実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に処理施設を確認した上で、新規取引業者と委託契約を締結した。</li> <li>・ 再生利用を行っている業者を優先して選定した。</li> <li>・ 法令変更等に相応できる社内体制を作り、教育・研修等により強化した。(ISO等の活用)</li> </ul>		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度からの実施事項を引き続き取り組んでいく。</li> <li>・産業廃棄物処理業者の委託業者の選定には、委託基準に従い また、委託契約書を書面にて締結させる。</li> <li>・処分委託先への立入りをを行い、適正に処分されているか 確認する。</li> <li>・社内教育・研修を行う。</li> </ul>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面) 別紙

別紙 (管理体制図)

総括責任者 代表取締役

廃棄物管理委員 代表取締役・各現場代理人

役割	総括責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物処理方針の策定</li><li>・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定</li></ul>
	廃棄物管理委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進等の検討</li><li>・ 委託契約の締結</li><li>・ 各作業所に対する情報提供、支援及び指導</li><li>・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付・管理</li><li>・ 社員、関連会社に対する教育・啓発</li></ul>
	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物処理計画の作成</li><li>・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li><li>・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li><li>・ 監督官庁への各種報告</li><li>・ その他関係する事項</li></ul>

教育・研修等

発生する廃棄物の種類、処理方法、処理に関する留意事項を従業員に定期的に教育・研修を行う。

全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知・徹底する。

マニフェストの必要事項を必ず記入するよう徹底する。

(第2面) 別紙

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>コンクリート殻 現場内で適切に分別し、再生処理場へ運搬した。 アスファルト殻 現場内で適切に分別し、再生処理場へ運搬した。 木くず 土砂等と混合している場合は必ず適切に分別し、チップ工場へ運搬した。 廃プラスチック類 現場内で分別し、処分場へ運搬した。 その他 種別ごとに分別し、再生処理場又は最終処分場へ運搬した。 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・再生処理を念頭におき、混合廃棄物の排出抑制を検討しながら分別を行った。</li><li>・分別を徹底し、再利用・再生利用の比率を上げるとともに、削減に努めた。</li><li>・意識改革のため、分別効果を含めた社内教育を行った。</li></ul>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>コンクリート殻 現場内で適切に分別し、再生処理場へ運搬する。 アスファルト殻 現場内で適切に分別し、再生処理場へ運搬する。 木くず 土砂等と混合している場合は必ず適切に分別し、チップ工場へ運搬する。 廃プラスチック類 現場内で分別し、処分場へ運搬する。 その他 種別ごとに分別し、再生処理場又は最終処分場へ運搬する。 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・前年度からの実施を引き続き取り組んでいく。</li><li>・分別しやすいように、工程の工夫をする。</li><li>・協力業者にも分別への協力を求めていく。</li><li>・全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底する。</li><li>・産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。</li></ul>



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	樹倉産業株式会社	所在地(市町名)	防府市	事業の種類	総合工事業
------------	----------	----------	-----	-------	-------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
産業	燃え殻																					
	汚泥																					
	廃油																					
	廃酸																					
	廃アルカリ	4	1									4	1	4	1							
	廃プラスチック類	24	3									24	3									
廃業	紙くず																					
	木くず	24	3								24	3					24	3				
	繊維くず																					
	動植物性残さ																					
廃物	動物系固形不燃物																					
	ゴムくず																					
	金属くず																					
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず																					
	鉱さい																					
	がれき類	4,556	990									4,556	990				4,553	990				
	改良土	340	0									340	0									
	動物のふん尿																					
	動物の死体																					
	ばいじん																					
13号廃棄物																						
計 (A)	4,947	997	0	0	0	0	0	0	0	0	4,947	997	4	1	4,577	993	0	0	0	0	0	